

令和3年10月1日
学生部学生課

新型コロナウイルスの影響による経済的支援が必要な学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染拡大により生活に影響が生じている学生およびご家族の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

神戸女子大学・神戸女子短期大学では昨年度及び今年度（前期）に引き続き、本学の授業料等免除制度を拡充し、新型コロナウイルスの影響によって家計収入が急変し、学修の継続が著しく困難となった方への支援を下記のとおり実施いたします。

記

(制 度) 令和3年度 神戸女子大学・神戸女子短期大学特別授業料等減免制度 (第2期)

(対 象)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、家計収入が急変し、学修の継続に著しく支障をきたしている世帯の学生。
- ・日本学生支援機構奨学金、その他の地方自治体及び各種団体の奨学金等の受給の有無は問いません。ただし、国の修学支援新制度の給付（授業料等減免）を受けている学生及び令和2年度及び令和3年度(前期)の当該制度に採用された学生は、対象外とします。

(支援内容) 30万円 (授業料より減免)

(申請期間) 令和3年10月1日(金)～令和3年10月29日(金)

- ・申請を希望する方は、各キャンパス学生課に申し出て、申請書類を受け取ってください。登学予定のない方は郵送でも対応します。

(申請方法)

- ・学生の皆さんには、10月1日付 KISS システムで手続方法を配信していますのでご確認ください。

*コロナ禍以外で家計急変となった学生の皆さんは、別途、行吉学園授業料等減免制度で対応しますので、学生課にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

須磨キャンパス学生課【TEL】078-737-2321

ポートアイランドキャンパス学生課【TEL】078-303-4706